

令和元年8月29日

令和元年第3回
宮代町議会定例会議案書

議案番号	件名	頁
議案第50号	平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について	1
議案第51号	平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	2
議案第52号	平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	3
議案第53号	平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	4
議案第54号	平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5
議案第55号	平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6
議案第56号	平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	7
議案第57号	宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について	8
議案第58号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	17
議案第59号	宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	24
議案第60号	宮代町税条例の一部を改正する条例について	26
議案第61号	宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について	34
議案第62号	宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について	36
議案第63号	宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	38
議案第64号	宮代町消防団条例の一部を改正する条例について	40
議案第65号	宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	42
議案第66号	宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	44

議案番号	件名	頁
議案第67号	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について	54
議案第68号	工事請負契約の締結について	56
議案第69号	町道路線の廃止について	57
議案第70号	令和元年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について	58
議案第71号	令和元年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について	59
議案第72号	令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	60
議案第73号	令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	61
議案第74号	令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	62
議案第75号	令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	63
議案第76号	令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	64
議案第77号	令和元年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について	65

議案第50号

平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

平成30年度宮代町一般会計歳入歳出決算を歳入合計103億4,452万8,584円、歳出合計97億5,666万9,980円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第51号

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計40億9,914万1,017円、歳出合計39億7,938万418円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第52号

平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町介護保険特別会計歳入歳出決算を歳入合計28億7,777万2,546円、歳出合計26億9,321万7,412円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第53号

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を歳入合計4億6,998万4,373円、歳出合計4億6,784万7,036円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第54号

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計10億301万7,709円、歳出合計9億7,053万9,701円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第55号

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を歳入合計5,703万3,550円、歳出合計5,246万7,384円とすることについて、地方自治法第233条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第56号

平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分及び平成30年度宮代町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

平成30年度宮代町水道事業会計利益の処分として、未処分利益剰余金2億8,288万3,425円のうち、1億6,528万1,353円を資本金へ、1億1,760万2,072円を建設改良積立金に積み立てるとともに、平成30年度宮代町水道事業会計決算を収益的収入7億9,374万7,130円(税抜き)、収益的支出6億7,614万5,058円(税抜き)、資本的収入2,245万247円(税込み)、資本的支出4億1,987万6,433円(税込み)とすることについて、地方公営企業法第32条第2項及び第30条第4項の規定により、この案を提出するものである。

議案第57号

宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について

宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。

(会計年度任用職員の給与)

第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給及び期末手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、他の条例に規定する場合を除くほか、現金で支給しなければならない。ただし、会計年度任用職員からの申出があつたときは、口座振替の方法により支給することができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(給料)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料については、宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号。以下「給与条例」という。）第3条第2項の規定を準用する。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前条において準用する給与条例第3条第2項に規定する行政職給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表に定める等級別基準職務表によるものとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。第14条第2項を除き、以下同じ。）が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 給与条例第5条及び第6条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第6条第4項中「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第8条 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(通勤手当)

第9条 給与条例第9条の4の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。

(特殊勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び額並びにその支給方法は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和56年宮代町条例第3号。以下「特殊勤務手当条例」という。）に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第11条 給与条例第12条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第12条第1項	正規の勤務時間以外に勤務することを命じられた職員	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命じられたフルタイム会計年度任用職員
第12条第3項	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項若しくは第3項又は第4条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員についてあらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間

(休日給)

第12条 給与条例第13条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句

は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	正規の勤務時間	当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間 (以下この条において「正規の勤務時間」という。)
第13条第3項	同条例第10条第1項の規定により代休日	代休日

(端数処理)

第13条 第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額並びに第11条において準用する給与条例第12条及び第12条において準用する給与条例第13条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当及び休日給の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第14条 給与条例第17条から第18条の2までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6箇月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったとき(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。))を同じくする場合に限る。次項並びに第22条第2項及び第3項において同じ。)は、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第15条 第11条において準用する給与条例第12条及び第12条において準用する給与条例第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから4月1日から翌年の3月31日までの間における休日(土曜日に当たる日を除く。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。)の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員

について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第16条 フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しないときは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(以下「祝日法による休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)又は12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。以下「年末年始の休日」という。)(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第17条 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下この条において同じ。)とする。

- 2 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 3 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、基準月額を162.75で除して得た額とする。
- 4 前3項の「基準月額」とは、これらの規定に規定するパートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、給与条例第9条の2の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第18条 特殊勤務手当条例別表に規定する業務に従事することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、特殊勤務手当条例の例により計算して得た額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(超過勤務に係る報酬)

第19条 当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命じられたパートタ

イム会計年度任用職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、超過勤務に係る報酬を支給する。

2 前項に規定する超過勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第20条 祝日法による休日（代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務

時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）及び年末年始の休日（代休日を指定されて、当該休日に振り振られた勤務時間の全部を勤務したパートタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、休日勤務に係る報酬を支給する。

- 2 前項に規定する休日勤務に係る報酬の額は、勤務1時間につき、第24条第1項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（報酬の端数処理）

第21条 第25条に規定する勤務1時間当たりの報酬額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

（期末手当）

第22条 給与条例第17条から第18条の2までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第17条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第3項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6箇月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6箇月以上に至ったときは、第1項の任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第23条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支

給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、当該パートタイム会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第24条 第19条及び第20条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 第17条第2項の規定により計算して得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額
- (3) 時間額による報酬 第17条第3項の規定により計算して得た額

2 次条に規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 月額による報酬 第17条第1項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額
- (2) 日額による報酬 前項第2号の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第25条 月額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第1号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

2 日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項第2号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(通勤に係る費用弁償)

第26条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第9条の4第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡を考慮して、別に定める。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第27条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、宮代町職員等の旅費に関する条例（昭和44年宮代町条例第10号）の規定の適用を受ける職員の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務は、給与条例第3条第2項に規定する行政職給料表における2級以下に相当するものとする。

(町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第28条 この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定める。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	相当の知識又は経験を必要とする職務

議案第58号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備に関する条例を制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(宮代町職員定数条例の一部改正)

第1条 宮代町職員定数条例(昭和41年宮代町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員(」の次に「臨時的に任用される職員(臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。)」を除く。」を加える。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年宮代町条例第35号)の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「、第12条第2項(時間外勤務手当)及び第18条の4第1項(臨時又は非常勤の職員の給与)」を「及び第12条第2項(時間外勤務手当)」に、「給与条例第12条第2項及び第18条の4第1項中」を「給与条例第12条第2項中」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年宮代町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第5条中「及び技能労務職員である職員」を削る。

第8条(見出しを含む。)中「又は技能労務職員」を削る。

(宮代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第4条 宮代町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年宮代町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和30年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第6条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和30年宮代町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「の額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第 号)第17条第1項から第3項までに規定する報酬の額)」を加える。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年宮代町条例第6号)の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く)」を「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年宮代町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成17年宮代町条例第35号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)

(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に到達する日(以下この号及び次条において「1歳到達日」という。)

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3を第2条の5とし、第2条の2に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日

の翌日（当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合

(2) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第7条第2項中「している職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を加える。

第8条中「した職員」の次に「（会計年度任用職員を除く。）」を加える。

第10条第1項第6号中「育児休業」を「育児短時間勤務」に改める。

第19条の表第18条の4第1項の項を削る。

第21条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第22条第1項中「承認は、」の次に「勤務時間条例第8条第1項に規定する」を、「正規の勤務時間」の次に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第2項中「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除

く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第23条中「職員が」を「職員（会計年度任用職員を除く。）が」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会計年度任用職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮代町条例第 号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第16条及び第25条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める給与の額を減額して支給する。

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの報酬額
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員 会計年度任用職員給与条例第15条に規定する勤務1時間当たりの給与額
（特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第9条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条の2第4項」を「第203条の2第5項」に改める。

別表のうち3 その他の特別職の表を次のように改める。

区分		報酬額	費用弁償
産業医		月額 30,600円	日額 300円
町民相談員		日額 6,000円	日額 300円
自治体経営会議外部委員		日額 15,000円	日額 300円
町医		年額 141,400円	日額 30,000円
町歯科医		日額 7,800円	日額 30,000円
学校医	内科医	年額 88,900円	日額 22,500円
	歯科医	年額 82,100円	日額 22,500円
	眼科医	年額 82,100円	日額 22,500円
学校薬剤師		年額 44,300円	日額 8,800円
保育所嘱託医	内科医	年額 88,900円	日額 22,500円
	歯科医	年額 82,100円	日額 22,500円

スポーツ推進委員	年額 40,200円	日額 300円
農地利用最適化推進委員	年額 148,000円	日額 300円

別表のうち3 その他の特別職の表備考を次のように改める。

備考 産業医、町民相談員、自治体経営会議外部委員及びスポーツ推進委員の費用弁償については、町外居住者で居住地から町内招集場所まで公共交通機関を利用する者は実費を加算して支給する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第10条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和56年宮代町条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「及び」を「、」に改め、「第10条」の次に「及び宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第 号)第10条」を加える。

(宮代町職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第11条 宮代町職員等の旅費に関する条例(昭和44年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「している者」の次に「(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。)」を加える。

第2条第2項中「規定する行政職給料表」の次に「及び宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第 号)第5条」を加え、「及び行政職給料表」を「並びにこれらの給料表」に改める。

第3条第3項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第12条 宮代町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年宮代町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第15条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される企業職員(次項において「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として任用される企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、宮代町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年宮代町条例第 号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第 59 号

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 8 月 29 日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による地方公務員法及び地方自治法の一部改正及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮代町職員の給与に関する条例（昭和30年宮代町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第18条の4第1項」を「第18条の4」に改める。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第2号中「（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」を削る。

第18条の3第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条の4を次のように改める。

（会計年度任用職員の給与）

第18条の4 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。

第19条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び第18条の4の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、改正後の宮代町職員の給与に関する条例第17条第1項及び第4項、第18条第2号（同条例第18条の3第5項及び第19条第7項において準用する場合を含む。）、第18条の3第1項及び第2項第1号並びに第19条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第60号

宮代町税条例の一部を改正する条例について

宮代町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮代町税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町税条例の一部を改正する条例
(宮代町税条例の一部改正)

第1条 宮代町税条例(昭和31年宮代町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

第34条の7第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村長若しくは特別区の長(次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

第2条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で町内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改

め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第7項」を「同条第9項」に、「第8項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車（法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。
- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した

金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ) b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 町長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算し

た金額とする。

第3条 宮代町税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第3号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車
が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車
が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受
けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる
同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と
する。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第5条の規定 令和元年
10月1日
- (2) 第2条中宮代町税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9
項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第3
6条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附
則第3条の規定 令和2年1月1日
- (3) 第3条中宮代町税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 令和3年
1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第6条の規定 令和3年
4月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、令
和2年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和元年度分までの個
人の町民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、令
和2年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表
の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条 第1項第1号に掲げる寄附金 (令和元年6月1日前に支出 したものに限る。)
-----------	-----------	--

附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（令和元年6月1日前に支出したものに限り。）
	送付	送付又は宮代町税条例の一部を改正する条例（令和元年宮代町条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の宮代町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和元年6月1日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例（次項及び第3項において「令和2年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の町民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の町民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 令和2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき宮代町税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する令和2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 令和2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する令和2年新条例第36条の3の3第1項に

規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例第24条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、令和2年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例（以下「令和元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 令和元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第6条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の宮代町税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第61号

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例について

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例
宮代町保育所設置及び管理条例（昭和50年宮代町条例第8号）の一部を次のよう
に改正する。

第7条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第62号

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例について

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、宮代町印鑑条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町印鑑条例の一部を改正する条例

宮代町印鑑条例（平成2年宮代町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本町の」を「本町が備える」に、「記録されている」を「記録がされている」に改める。

第5条第1項第1号中「記録されている」を「記録がされている」に改め、「名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第2項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更のあった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「通称が記録されている」を「通称の記録がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項第6号中「記録されている」を「記録がされている」に改める。

第12条第1項第2号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

議案第63号

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

水道法等の一部改正に伴い、宮代町水道事業給水条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町水道事業給水条例の一部を改正する条例

宮代町水道事業給水条例（平成10年宮代町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。

（手数料）

第31条 手数料は、次の表に定めるところにより、申込者から当該申込の際に徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、申込後に徴収することができる。

手数料の区分	単 位	金 額
1 給水装置工事事業者の指定	1件につき	30,000円
2 給水装置工事事業者の更新	1件につき	10,000円
3 設計審査（材料の確認を含む。）	1件につき	2,000円
4 工事検査	メーター1個につき	2,000円
5 消防演習の立会い	1回につき	2,000円
6 正規の手続きを経ていない給水装置工事の確認	1回につき	3,000円
7 給水戸番図の写し等の交付	1枚につき	200円

第34条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

議案第64号

宮代町消防団条例の一部を改正する条例について

宮代町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、宮代町消防団条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町消防団条例の一部を改正する条例

宮代町消防団条例(平成23年宮代町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「、又は勤務する」を「、勤務し、又は通学する」に改める。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

議案第 6 5 号

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年 8 月 2 9 日

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 1 年厚生労働省令第 4 9 号）の施行等に伴い、宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮代町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しないこと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加える。

4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
第16条第2項第3号中「乳幼児」を「利用乳幼児」に改め、「。附則第3項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認める者（附則第4項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第3項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第4項中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第66号

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準及び子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年宮代町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加える。

第42条第1項中「この項」の次に「から第5項まで」を加え、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第4項を第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であつて、町長が適当と認めるもの(附則第7項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。)については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であつて、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第7項中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

第2条 宮代町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「法第28条第4項の規定」を「法第28条第4項」に、「法第30条第4項の規定」を「法第30条第4項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同号の次に次の5号を加える。

(12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。

(13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。

(14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。

(15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。

(16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する正当な理由」を「正当な理由」に改め、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数の総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に改め、同条3項中「支給認定子どもの数の総数」を「教育・保育給付認定子どもの総数」に、「利用定員の数」を「利用定員の総数」に、「保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子ども」を「保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有無、支給認定子ども」を「教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を「特定教育・保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する町が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理

大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77, 101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条、第24条（見出しを含む。）、第25条及び第26条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに関する情報を」を「教育・保育給付認定子どもに関する情報を」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第32条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、「に係る必要な事項」を削り、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「数の総数」を「総数」に改め、同条第3項中「を含むものとして」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして」に、「支給認定子ども」を

「教育・保育給付認定子ども」に、「利用定員の数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とするを「利用定員の総数」とあるのは「同項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「除く」とあるのは「除き、特別利用保育を受ける者を含む」とするに改める。

第36条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「数の総数」を「総数」に改め、同条第3項中「を含む」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含む」に、「と、第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とするを「と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「を除く」とあるのは「及び特別利用教育を受ける者を除く」とするに改める。

第37条の見出しを削り、同条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつては、その」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「の数を」を「の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「にあつては、その利用定員の数を」を「にあつては」に、「附則第6項」を「附則第4項」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数の総数が」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第8項中「附則第7項」を「附則第5項」に改め、同条第9項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を「特定地域型保育」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する町が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する町が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第1項第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第1号中「規定する指針に準じて作成する」を「定めるものに基づく」に改め、同項第2号中「に規定する特定地域型保育の提供に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項」を「第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。））」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条

第1項」に、「第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項及び第19条において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と、第14条第1項及び第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」を「第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第3項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子どもの数」を「教育・保育給付認定子どもの数」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育の」を「、当該特定利用地域型保育の」に、「支給認定子どもを含む」を「教育・保育給付認定子どもを含む」に、「数の総数」を「総数」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども

に係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育の」を「、当該特別利用地域型保育の」に、「数の総数」を「総数」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2項中「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受け除く。以下この項において同じ。）」に、「法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

附則第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とする。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

議案第67号

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例について

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

技能労務職の廃止に伴い、技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。

技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例を廃止する条例
技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和55年宮代町条例第3号）
は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第68号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 宮代第1中継ポンプ場更新工事
- 2 施 工 箇 所 宮代町字山崎地内
- 3 履 行 期 限 令和2年3月31日
- 4 請 負 金 額 8,800万円
- 5 請 負 業 者 埼玉県さいたま市大宮区下町1丁目42番2号
株式会社エス・アイ・シー さいたま支店
支店長 渡 邊 健 一

令和元年8月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

宮代第1中継ポンプ場の機器の老朽化に伴い、宮代第1中継ポンプ場更新工事の請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものである。

議案第69号

町道路線の廃止について

次のとおり町道路線を廃止することについて議決を求める。

整理 番号	路線名	起 点	重 要 な 経 過 地
		終 点	
1	第361号線	宮代町百間三丁目303番3地先	
		宮代町百間三丁目303番1地先	
2	第908号線	宮代町字中125番1地先	
		宮代町字中124番1地先	

令和元年8月29日提出

宮代町長 新 井 康 之

提 案 理 由

隣接する土地所有者からの用途廃止申請に伴い、町道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、この案を提出するものである。

議案第70号

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第3号）について

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第3号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提案理由

参議院埼玉県選出議員に欠員が生じたことによる参議院議員補欠選挙の執行に伴い、令和元年度宮代町一般会計予算に1,251万3,000円を追加し、総額を101億7,663万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第71号

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第4号）について

令和元年度宮代町一般会計補正予算（第4号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補正並びに前年度決算額の確定に伴う決算剰余金の積立等に伴い、令和元年度宮代町一般会計予算に4億5,032万3,000円を追加し、総額を106億2,696万円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第72号

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度宮代町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金及び国民健康保険事業費納付金等の確定等に伴い、令和元年度宮代町国民健康保険特別会計予算に1億1,292万4,000円を追加し、総額を39億5,524万8,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第73号

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和元年度宮代町介護保険特別会計補正予算(第2号)を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済組合負担金率の確定等に係る人件費補並びに国県負担金の精算等に伴い、令和元年度宮代町介護保険特別会計予算に1億6,225万4,000円を追加し、総額を32億2,352万6,000円とすること及び債務負担行為の追加補正として地域包括支援センター運営業務を追加することについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第74号

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金等の確定に伴い、令和元年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算に741万3,000円を追加し、総額を4億9,697万7,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第75号

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済負担金率の確定等に伴い、令和元年度宮代町公共下水道事業特別会計予算に2,844万9,000円を追加し、総額を10億1,332万5,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第76号

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井康之

提 案 理 由

前年度繰越金の確定、職員の人事異動及び共済負担金率の確定等に伴い、令和元年度宮代町農業集落排水事業特別会計予算に494万5,000円を追加し、総額を5,977万1,000円とすることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。

議案第77号

令和元年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）について

令和元年度宮代町水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年8月29日提出

宮代町長 新井 康之

提 案 理 由

職員の人事異動及び共済負担金率の確定等に伴い、令和元年度宮代町水道事業会計予算の収益的支出のうち、営業費用において339万円を減額し、総額を7億6,301万7,000円とするとともに、収益的収入及び資本的支出において所要の補正を行うことについて、地方自治法第218条第1項の規定により、この案を提出するものである。